特定受託事業者に係る取引の適正化に関する検討会報告書

令和6年1月

特定受託事業者に係る取引の適正化に関する検討会

目次

第1 はじめに	1
第2 本法第3条第1項による委任事項(業務委託をした場合に明示しなければならない事項)	2
第3 本法第5条第1項柱書による委任事項(本法第5条の規定の対象となる業務委託の期間)	9
第4 その他の委任事項	13
1 本法第2条第4項第4号(法定されているもの以外の情報成果物)	13
2 本法第3条第1項かっこ書(電磁的方法)	13
3 本法第3条第1項(書面又は電磁的方法により明示する場合の方法)	13
4 本法第3条第2項本文(書面交付請求があった場合の交付方法)	13
5 本法第3条第2項ただし書(特定受託事業者の保護に支障を生ずることがない場合)	14
6 本法第4条第3項(再委託の場合の例外的な支払期日を適用するための明示事項)	14
7 本法第10条において準用する独占禁止法第70条の6 (送達に関する規定)	14
第5 おわりに	15
別紙 1 特定受託事業者に係る取引の適正化に関する検討会 委員名簿	16
別紙2 特定受託事業者に係る取引の適正化に関する検討会 検討経緯	17

第1 はじめに

我が国における働き方の多様化の進展に鑑み、個人が事業者として受託した業務に安定的に従事することができる環境を整備するため、令和5年5月に特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(令和5年法律第25号。以下「本法」という。)が公布された。

本法は、特定受託事業者に係る取引の適正化等を図るものであるところ、特定受託事業者に係る取引実態は業種によって様々であることから、各業種に関する取引実態を踏まえ、本法の施行に向けて政令又は公正取引委員会規則で定めることとされている事項について検討を行うことなどを目的として、「特定受託事業者に係る取引の適正化に関する検討会」(以下「本検討会」という。)を開催した。

本検討会は、令和5年8月3日に初会合を開催して以来、集中的な期間で精力的な検討を行ってきた。また、本検討会の検討事項の検討に当たっては、各業界におけるフリーランスに係る取引の実態等を踏まえた検討を行うことが重要であることに鑑み、出版・イラスト・漫画業界、映画・放送・アニメ業界、芸能業界、IT業界、スポーツ業界、運送業界、建設業界等の様々な業界団体等からヒアリングを行っている。特に、発注者側・受注者側の双方からの意見を踏まえるという観点だけでなく、フリーランスが受注者側だけでなく、発注者側になるという点も考慮してヒアリングを行ってきたところである。これらのヒアリングとその後の委員間における議論を踏まえて、ここに報告書を取りまとめるものである。

本報告書においては、本検討会における主な検討事項である本法第3条第1項による公正取引委員会規則への委任事項(業務委託をした場合に明示しなければならない事項)及び本法第5条第1項柱書による政令への委任事項(本法第5条の規定の対象となる業務委託の期間)についてそれぞれ後記第2及び第3で、その他の委任事項について後記第4で論じている。

第2 本法第3条第1項による委任事項(業務委託をした場合に明示しなければならない事項)

本法第3条第1項では、業務委託事業者は、特定受託事業者に対し業務委託をした場合は、直ちに、公正取引委員会規則で定めるところにより、特定受託事業者の給付の内容、報酬の額、支払期日その他の事項を、書面又は電磁的方法により特定受託事業者に対し明示しなければならないこととされている。

この業務委託をした場合に明示しなければならない事項(以下「明示事項」という。)については、業界団体等からのヒアリングでは、主に発注者側の立場からできるだけ簡素なものとすべき、主に受注者側の立場からできるだけ充実させたものとすべきとの意見があった。他方で、フリーランスが発注者側となることや明示事項が細かく規定されれば発注者側に有利な契約条件が増えかねないことにも留意が必要との意見や、中小・小規模事業者に負担となりフリーランスに対する発注控えが懸念されるため明示事項を限定してほしいとの意見があった。加えて、既に下請代金支払遅延等防止法(昭和31年法律第120号。以下「下請法」という。)の書面交付義務に対応している業界、業法において類似の義務が課されている業界や契約書等のひな形を活用している業界からは、本法と下請法等とで整合的なもの・同内容のものとなれば現場の混乱を抑えられる、分かりやすいなどの理由から、下請法の書面交付義務における書面に記載すべき事項や業法・業界の慣行と揃える又はその範囲内のものとすべきとの意見もあった。

まず、本法第3条は、業務委託をする際に発注者側に当該業務委託契約の内容を明示させることによって、発注者とフリーランスとの間のトラブルを未然に防止する趣旨で規定されたものであるところ、下請法においても、同様に、トラブルの未然防止の観点から、発注時の取引条件等を記載した書面の交付を義務付けている。そのため、少なくとも下請法第3条の書面の記載事項(後記の参考を参照)とされている項目については、本法においても明示事項とすることが適当と考えられる。ただし、原材料等を有償支給する場合の、その品名、数量、対価及び引渡しの期日並びに決済期日及び決済方法(後記参考⑫)については、本法では有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止(下請法第4条第2項第1号)が規定されていないことから、明示事項として義務付けることが必要とまでは考えられない。

他方で、本検討会及び業界団体等からのヒアリングにおいては、明示事項の個別の事項として、 業務委託事業者及び特定受託事業者の名称、知的財産権の帰属、納品・検収方法(納品・検収基準)、諸経費、違約金等、デジタル払い(報酬の資金移動業者の口座への支払)等の項目について 意見があったところ、上述の意見を踏まえれば、それぞれ、次のように考えられる。

1 業務委託事業者及び特定受託事業者の名称については、本検討会では、何らかの名称そのものを明示事項とすることについては異論はなかったものの、明示事項とする名称の具体的内容について、①実際の氏名は紛争が生じた際に必要となるため明示事項とすべきとの意見があった一方、②フリーランスに係る取引は実際の氏名を開示しない形での取引が非常に多く、実際の氏名を明示事項とすべきでない、トラブル防止に必要な事項と紛争解決に必要な事項は分け

2

¹ 本検討会においては、①本法の規制が発注控えにつながるか疑問の余地があるとの意見や、②発注事業者がフリーランスとの取引を躊躇するようになるのは望ましくないため、過度な負担が生じないようにすべきとの意見があった。

て考えるべきであるとの意見や、③ハンドルネーム等を使って取引をしているフリーランスが自身の氏名を明らかにすることは個人情報の観点から非常に強い抵抗があるとの意見もあったことを踏まえると、フリーランスに係る取引の機会に影響が及ぶことも考えられるため、発注者及びフリーランスを識別できる何らかの情報を明示事項とすることは必要ではあるものの、実際の氏名までも明示事項として義務付けることが必要とまでは考えられない。また、下請法においては、親事業者及び下請事業者双方の名称等について明示事項として義務付けつつ、商号等も許容されていることを考慮すれば、下請代金支払遅延等防止法第三条の書面の記載事項等に関する規則(平成15年公正取引委員会規則第7号)における親事業者及び下請事業者の名称に関する事項(後記参考①)と同様に、業務委託事業者及び特定受託事業者の商号、名称又は番号、記号等であって業務委託事業者及び特定受託事業者を識別できるものを明示事項とすることが考えられる。

なお、本検討会では、①実際の氏名の明示を義務付けるのではなく、実際の氏名等が明らかで 身元が分かる者とのみ取引するか否かは取引をする者のリスク許容度によって選択できるよう にする方がよいとの意見や、②何らかのトラブルが発生した場合の紛争解決の観点からの対処 として、連絡先等が分かる相手方と取引することを推奨すべきとの意見もあった。公正取引委員 会においては、フリーランスに係る取引においてトラブルが発生した場合への備えとして実際 の氏名等を把握しておくことが考えられる旨をガイドライン等で明らかにすることが期待され る。

2 知的財産権の帰属については、本検討会では、①知的財産権が発生する取引の多い職種にお いては明示が望ましいとの意見や②トラブル防止の観点から明示が望ましいとの意見があった。 下請法では、「下請事業者の給付の内容」が同法第3条の書面の必要記載事項となっているとこ ろ、同法では知的財産権が発生した場合に関し、「主に、情報成果物作成委託に係る作成過程を 通じて、情報成果物に関し、下請事業者の知的財産権が発生する場合において、親事業者は、情 報成果物を提供させるとともに、作成の目的たる使用の範囲を超えて知的財産権を自らに譲渡・ 許諾させることを「下請事業者の給付の内容」とすることがある。この場合は、親事業者は、3 条書面に記載する「下請事業者の給付の内容」の一部として、下請事業者が作成した情報成果物 に係る知的財産権の譲渡・許諾の範囲を明確に記載する必要がある。」『とされており、知的財産 権の譲渡・許諾の範囲を「下請事業者の給付の内容」の一部として明記することが必要とされて いる。また、「フリーランスの業務及び就業環境に関する実態調査(令和5年度)」^A(以下「令 和5年度実態調査」という。)では、業務遂行上明示が望ましいとの回答は必ずしも多くない。 さらに、情報成果物等に係る知的財産権の譲渡・許諾等が生じない業種も多く、そのような場合 に知的財産権の帰属を重ねて明示事項として義務付けると、かえって混乱を生じさせる要因と なりかねないとも考えられる。よって、知的財産権の帰属については、独立した明示事項として 義務付けることが必要とまでは考えられない。

なお、本検討会における議論を踏まえ、公正取引委員会においては、

(1) 特定受託事業者が作成した情報成果物等に係る知的財産権について、業務委託事業者が、作

² 下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準(平成 15 年公正取引委員会事務総長通達第 18 号)第 3 - 1 (3)

³ 令和5年12月公正取引委員会・厚生労働省。https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?tclass=000001210300&cycle=0

成の目的たる使用の範囲を超えて、当該知的財産権を自らに譲渡・許諾させることを含んで発注する場合には、業務委託事業者は、明示事項とする「特定受託事業者の給付の内容」の一部として、特定受託事業者が作成した情報成果物等に係る知的財産権の譲渡・許諾の範囲を明確に記載する必要がある旨をガイドライン等で明確にするとともに、

- (2) 当該知的財産権を無償で譲渡・許諾させられる場合や、当該情報成果物の二次利用について 特定受託事業者が知的財産権を有するにもかかわらず収益が配分されない場合等における考 え方をガイドライン等で明らかにすることが期待される。
- 3 納品・検収方法(納品・検収基準)については、本検討会では、明示しない場合には受領拒否や支払遅延等が発生するおそれがあるとの意見があった。本法においては、「給付の内容」を明示事項とすることが法定されているところ、「給付の内容」については、その品目、品種、数量、規格、仕様等が明確にされている必要、すなわち、発注者が業務委託をした際には、フリーランスが業務委託の内容が分かるようになっている必要があり、この点については下請法においても同様とされている。そのため、受領拒否や支払遅延等のトラブルを防止するためには、明示事項として義務付けられる「給付の内容」を明確化することで足り、納品・検収方法について重ねて明示事項として義務付けることは、発注者の立場にもなり得るフリーランスに対して発注時に過大な負担をかけることになりかねないため、納品・検収方法について明示事項として義務付けることが必要とまでは考えられない。

なお、本検討会における議論を踏まえ、公正取引委員会においては、業務委託事業者が「給付の内容」を明示する際には、特定受託事業者が作成・提供する委託の内容が分かるよう、具体的に記載する必要があるとの考え方をガイドライン等で示すことが期待される。

4 交通費、宿泊費、材料費等の諸経費については、令和5年度実態調査において業務遂行上明示することが望ましいとの回答は多かったものの、フリーランスが取引先に対して明示を求めると、発注控えや取引が損なわれる懸念があるとの回答も一定程度見られた。特に、本検討会では、①「報酬の額」として明示された金額から控除される可能性があり負担の有無・その範囲について明示が必要との意見や②フリーランスに係る取引においては諸経費が報酬の額に占める割合が高く影響が大きいため、明示が必要との意見があった一方、③発注時にはその有無や額が不明な場合もあるため、明示事項として義務付けるのではなく、ガイドライン等を通じてその考え方を示すべきとの意見や④諸経費は下請法第3条の書面の必要記載事項となっていないところ、本法で明示を義務付けることは下請法の適用を受ける親事業者にとっては新たに明示の手間が生じることとなり、発注控えが生じ得る点を考慮すべきとの意見もあった。これらを踏まえれば、諸経費について独立した明示事項として義務付けることが必要とまでは考えられない。

なお、本検討会では、「報酬の額」における諸経費の取扱いを明確化する必要があるとの意見 もあったことから、公正取引委員会においては、

(1) 例えば、業務委託をした際に、諸経費を「報酬の額」として支払うこととしている場合には、 当該諸経費を含めた「報酬の額」を明示する必要があるといった考え方をガイドライン等で明

.

⁴ 下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準第3-1(3)

らかにするとともに、

- (2) 業務委託事業者と特定受託事業者の間で取り決めることなく、特定受託事業者が業務委託 事業者に支払うべきものとして何らかの金額を報酬の額から差し引いて支払う場合には、減 額として問題となり得るため、あらかじめ当該金額の取扱いについて取り決めておくことが 望ましいなど、本法第5条に定める遵守事項に関する考え方をガイドライン等で明らかにす ることが期待される。
- 5 いわゆる罰金を含めた違約金等については、業界団体等からのヒアリングでは、受注者側の 立場から、明示事項が細かく規定されると、発注者に有利な契約条件が増えかねないという意 見があった。本検討会では、①報酬から控除される可能性があり明示が必要との意見や②そも そも違約金等を定めること自体が取引適正化の観点から疑問であり、これらを明示事項として 義務付けると、フリーランスに係る取引では違約金等に関する取決めをすることが通常である との誤ったシグナルを送ることとなるため、明示事項とするのは避けるべきとの意見があった。 また、本法は、発注者側の立場にもなり得るフリーランスにも明示事項の明示を新たに義務付けるものであり、そのようなフリーランスに対して発注時に過大な負担をかけることになりか ねない。よって、違約金等については、明示事項として義務付けることが必要とまでは考えられない。

なお、本検討会では、不当な違約金等が定められないようガイドライン等で考え方を示すべき との意見もあったことから、公正取引委員会においては、不当な違約金等の額を差し引いた報酬 の額を支払う場合には減額として問題となるなど、本法第5条に定める遵守事項に関する考え 方をガイドライン等で明らかにすることが期待される。

- 6 デジタル払い (報酬の資金移動業者の口座への支払) に関して、業界団体等からのヒアリング においてデジタル払いが認められる旨を明記すべきとの意見があったところ、デジタル払いは 一定の要件の下で賃金の支払にも認められるなど、今後の利用拡大が想定されることから、業 務委託事業者が支払方法としてデジタル払いを用いる場合に必要となる事項を明示事項とする ことが考えられる。
- 7 その他の項目(業務委託に係る契約の終了事由、中途解除の際の費用、業務委託事業者の住所、やり直しが生じ得る場合の条件・範囲等)については、業界団体等からのヒアリングにおける意見のほか、明示事項とすることでかえって発注者側に有利な内容の契約書のひな形が使用される可能性が想定され、必ずしも受注者(フリーランス)側にとって有利に働くとはいえないとの意見があること、さらに、(i)令和5年度実態調査ではその他の項目について、業務遂行上明示することが望ましいとの回答は必ずしも多くなかったこと、(ii)発注者側に追加的な負担を課すこととなり、フリーランスに対する発注控えが生じる懸念があること、(iii)本法第3条は発注者側がフリーランスである場合も広く規制対象としており、過度な負担を課すのは適切ではないこと等から、明示事項として義務付けることが必要とまでは考えられない。

なお、中途解除の際の費用や、やり直しが生じ得る場合の条件・範囲に関して、公正取引委員会においては、特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、特定業務委託事業者が特定受託事業者に対して、費用を負担せずに発注を取り消し、又はやり直しをさせる場合には、不当な給付内容の変更及び不当なやり直しとして問題となるなど、本法第5条に定める遵守事項に関

する考え方をガイドライン等で明らかにすることが期待される。

以上を踏まえ、公正取引委員会規則において明示事項とする項目は次の方向性とすることが適当であると考えられる。

【明示事項とする項目の方向性】

EMAIN TO MANAGEMENT	
① 業務委託事業者及び特定受託事業者の商	⑨ 報酬の全部又は一部の支払につき、手形を交付す
号、氏名若しくは名称又は番号、記号等であ	る場合に必要な事項
って業務委託事業者及び特定受託事業者を	
識別できるもの	
② 業務委託をした日	⑩ 報酬の全部又は一部の支払につき、一括決済方式
	で支払う場合に必要な事項
③ 特定受託事業者の給付の内容(役務提供委	⑪ 報酬の全部又は一部の支払につき、電子記録債権
託の場合は、提供する役務の内容)(※1)	で支払う場合に必要な事項
④ 特定受託事業者の給付を受領する期日又	② 報酬の全部又は一部の支払につき、デジタル払い
は役務の提供を受ける期日	(報酬の資金移動業者の口座への支払)をする場合
	に必要な事項
⑤ 特定受託事業者の給付の場所・役務提供の	③ 具体的な金額を記載することが困難なやむを得な
場所	い事情がある場合の、報酬の具体的な金額を定める
	こととなる算定方法
⑥ 特定受託事業者の給付・役務の内容につい	⑭ 業務委託をしたときに書面又は電磁的方法により
て検査をする場合は、その検査を完了する期	明示しない事項(以下「未定事項」という。)がある
日	場合の、未定事項の内容が定められない理由及び特
	定事項の内容を定めることとなる予定期日
⑦ 報酬の額(※2)	⑤ 基本契約等の共通事項があらかじめ明示された場
	合の個別契約との関連付けの明示
⑧ 報酬の支払期日	⑥ 未定事項の内容を書面又は電磁的方法により明示
	する場合の、当初明示した事項との関連性を確認で
	きる記載事項

(ガイドライン等で明らかにすることが期待される考え方)

- ※1 特定受託事業者が作成した情報成果物等に係る知的財産権について、業務委託事業者が、 作成の目的たる使用の範囲を超えて、当該知的財産権を自らに譲渡・許諾させることを含ん で発注する場合には、「特定受託事業者の給付の内容」の一部として、特定受託事業者が作 成した情報成果物等に係る知的財産権の譲渡・許諾の範囲を明確に記載することが必要。
- ※2 例えば、業務委託をした際に、諸経費を「報酬の額」として支払うこととしている場合に は、当該諸経費を含めた「報酬の額」を明示することが必要。

【再委託の場合の明示事項とする項目の方向性】

再委託である旨、元委託者の氏名又は名称、元委託業務の対価の支払期日(後記第4-6を参照)

(注) 再委託の場合の例外的な支払期日を適用するための明示事項も業務委託をした場合に直ち に明示する必要がある。

【参考】下請法第3条の書面の記載事項

「一」「一」「一」「一」「一」「一」「一」「一」「一」「一」「一」「一」「一」「	
① 親事業者及び下請事業者の商号、名称又は	⑨ 下請代金の全部又は一部の支払につき、手形を交
番号、記号等であって親事業者及び下請事業	付する場合は、その手形の金額(支払比率でも可)及
者を識別できるもの	び手形の満期
② 製造委託、修理委託、情報成果物作成委託	⑩ 下請代金の全部又は一部の支払につき、一括決済
又は役務提供委託をした日	方式で支払う場合は、金融機関名、貸付け又は支払を
	受けることができることとする額、親事業者が下請
	代金債権相当額又は下請代金債務相当額を金融機関
	へ支払う期日
③ 下請事業者の給付の内容(役務提供委託の	⑪ 下請代金の全部又は一部の支払につき、電子記録
場合は、提供される役務の内容)	債権で支払う場合は、電子記録債権の額及び電子記
	録債権の満期日
④ 下請事業者の給付を受領する期日(役務提	⑩ 原材料等を有償支給する場合は、その品名、数量、
供委託の場合は、役務が提供される期日又は	対価、引渡しの期日、決済期日及び決済方法
期間)	
⑤ 下請事業者の給付を受領する場所(役務提	③ 具体的な金額を記載することが困難なやむを得な
供委託の場合は、役務が提供される場所)	い事情がある場合の、下請代金の具体的な金額を定
	めることとなる算定方法
⑥ 下請事業者の給付の内容(役務提供委託の	⑭ 製造委託等をしたときに書面に記載しない事項
場合は、提供される役務の内容)について検	(以下「特定事項」という。) がある場合の、特定事
査をする場合は、その検査を完了する期日	項の内容が定められない理由及び特定事項の内容を
	定めることとなる予定期日
⑦ 下請代金の額	⑤ ①~⑫の事項が一定期間における製造委託等につ
	いて共通であるものとしてこれを明確に記載した書
	面によりあらかじめ下請事業者に通知された場合の
	記載事項
⑧ 下請代金の支払期日	⑯ 特定事項の内容を記載した書面を交付する場合
	の、製造委託等をしたときに交付する書面(当初書
	面)との関連性を確認できる記載事項

第3 本法第5条第1項柱書による委任事項(本法第5条の規定の対象となる業務委託の期間)

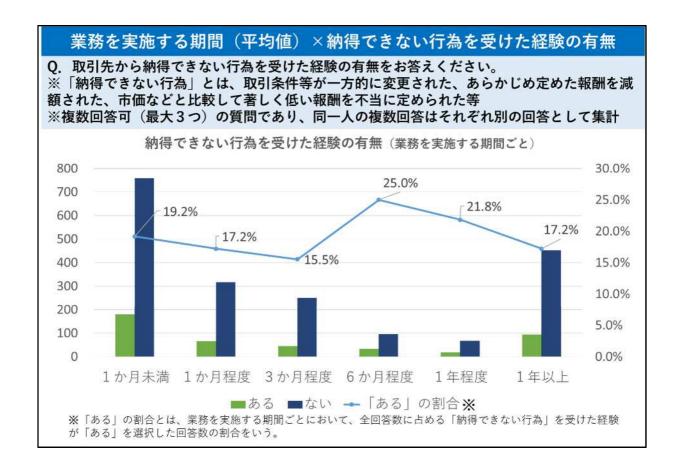
本法第5条では、特定業務委託事業者が特定受託事業者に対し、業務委託をした場合にしてはならない行為を定めている。この規定の対象となる業務委託は、政令で定める期間以上の期間行うもの(当該業務委託に係る契約の更新により当該政令で定める期間以上継続して行うこととなるものを含む。)に限定されている。

この期間については、業界団体等からのヒアリングでは、具体的な期間としてどの程度が適当かという意見は少なかったが、主に受注者側の立場から、多くの取引が禁止事項の規制対象となるよう当該期間は短く設定すべきとの意見があった一方、短く設定することで対象となるフリーランスに係る取引が多くなる結果、フリーランスへの発注控えにつながらないように留意すべきとの意見もあった。また、主に発注者側の立場からは、取引先が特定受託事業者か否か、禁止事項の対象か否かによって取引先への対応は変えないとの意見があった。

令和5年度実態調査によれば、フリーランスの業務における「発注・依頼を受けた日」(契約締結日)から「納入日・サービスの提供日」(契約終了日)までの平均的な期間(選択肢:1か月未満、1か月程度、3か月程度、6か月程度、1年程度、1年以上)として得られた回答をみると、回答の中央値は「1か月程度」であった。



また、これらの平均的な期間と納得できない行為を受けた経験の有無のクロス集計をみると、「1か月未満」、「1か月程度」及び「3か月程度」で、「納得できない行為を受けた経験」が「ある」と回答した割合に大きな違いはなかった。



本検討会では、①令和5年度実態調査の結果を踏まえれば、本法の未然防止効果を広く及ぼす ためには、本法第5条の規定の対象となる業務委託の期間は1か月とすることが妥当、②同様の 規定内容を有する下請法には期間に関する規定がないことを踏まえれば本法において当該期間を 長く設定する必要はない、③個人であるフリーランスにとって報酬は生活の原資であり1か月の 業務委託であっても報酬の減額等が行われる影響は大きいため、当該期間は1か月とすべき、④ 本法第5条の報酬の減額や買いたたき等を禁止する規律は、特定業務委託事業者が当然に遵守す べきものであって、当該期間を長く設定し対象となる取引を限定する積極的な理由はないという 意見があった一方、⑤発注者となる小規模事業者に混乱が生じるおそれがあるため、まずはより 長期の期間を設定し、運用を踏まえつつ1か月に短縮するというソフトランディングを目指すべ き、⑥本法の立法時には3か月から6か月を念頭に置いていたのではないか等の意見もあった。 以上の本検討会での議論を踏まえると、本法第5条の規定の対象となる業務委託の期間(特定 業務委託事業者が業務委託をした日を「始期」、特定業務委託事業者が業務委託に係る給付を最後 に受領することとなる日を「終期」とする期間)は「1か月」とする方向とすることが適当である

5 令和4年度実態調査(内閣官房新しい資本主義実現会議事務局・公正取引委員会・厚生労働省・中小企業庁。令和4年

⁸月実施。https://www.jftc.go.jp/file/2022flsurvey.pdf) においても、令和5年度実態調査と同様に、フリーランス との取引に係る契約期間に関する設問を設けて調査を実施していたところ、令和4年度実態調査は本法の具体的内容が定 まっていない段階で設問の内容を設定していたため、本法の具体的内容が定まった後にフリーランスとの取引に係る実態 を改めて把握し「政令で定める期間」を検討することとしていた。

本法成立後に実施した令和5年度実態調査では、令和4年度実態調査に比べ、より丁寧に実態を把握すべく主な取引先 3者に関する設問とするとともに、業務を実施する期間について本法における算定方法に即して問う設問としたところ、 期間ごとにみると不利益行為を受けた経験の有無の割合に有意な差が見られないという結果となった。

と考えられる。ただし、前記⑤の意見等も踏まえ、公正取引委員会においては、後述する本法の周知・広報について、徹底的に行うことが求められる。

また、本法第5条の規定の対象となる業務委託の期間の算定に関して、次の1~3の論点があるところ、それぞれ、次のとおり考えられる。

- 1 契約の更新により当該期間以上継続して行うこととなる場合については、(1)契約の更新に伴う「空白期間」(連続する前後の業務委託に期間的空白がある場合にどの程度の期間的空白まで「当該業務委託に係る契約の更新」と認められるか)や(2)「契約の同一性」(連続する前後の業務委託がどの程度同一であれば「当該業務委託に係る契約の更新」と認められるか)に関する論点があるところ、本検討会では、
 - ・ (1)については、①断続的な発注を行うことによる本法の脱法行為を防ぐため空白期間は一 定程度認めるべき、②空白期間は固定した日数とするなど、発注者側及び受注者側の双方にと って分かりやすいものとすべき
 - ・ (2)については、①債務の同一性の考え方を参考にして、給付内容の同一性に関する判断基準 (成果物の用途、役務の目的等)を設け、前後の業務委託に係る給付内容がその判断基準に合致する場合に「当該業務委託に係る契約の更新」と認めることとすべき、②給付内容の同一性の判断が困難なことも考えられるため、混乱を防ぐ観点からは、同じ委託事業者からの業務委託であれば原則として「当該業務委託に係る契約の更新」と認めるべき、③本法第5条第1項の「当該業務委託に係る契約の更新」と認めるべき、①本法第5条第1項の「当該業務委託に係る契約の更新」と認めるというのは法解釈上不自然であり、給付内容の同一性に関する判断基準(成果物の用途、役務の目的等)を基に判断することが妥当、④本法には第5条第1項のほか第13条第1項にも同様の規定があるため、両者の解釈は整合性のとれたものとすべき

との意見があったことから、

- ・ (1)については、一定の空白期間が存在する場合であっても契約の更新とすること及び当該 空白期間は固定した日数とするなど分かりやすいものとすることが考えられる。
- ・ (2)については、公正取引委員会においては、契約の同一性に関する判断基準をガイドライン 等で明確化することが期待される。
- 2 個別の業務委託に適用される共通事項(業務内容や報酬の算定基準等)を事業者間であらか じめ取り決めた契約(以下「基本契約」という。)が締結されている場合については、業界団体 等からのヒアリングでは、基本契約を締結しているものの長期間個別の業務委託を行っていな い場合には基本契約の期間を前記の業務委託の期間として算定しないようにすべきとの意見が あった。他方、この意見に対し、本検討会では、基本契約を締結した時点から当該業務委託を行ったものと捉えた場合に何か問題になることがあるかとの質問があり、業界団体からは、実態 面では特に問題はない旨の回答があった。

これらの意見を踏まえれば、基本契約に基づく個別契約が行われた場合については、当該基本 契約が締結された日及び当該基本契約が終了する日をそれぞれ本法第5条の規定の対象となる 業務委託の期間の「始期」及び「終期」とすることが適当と考えられる。 3 業務委託に係る個別契約又は基本契約の「終期」に期間の定めがない場合については、本検討会における議論を踏まえ、当該業務委託は本法第5条の規定の対象とすることが適当と考えられる。

なお、上記1~3の論点については、本法第3章(特定受託業務従事者の就業環境の整備)にも同様の論点があることから、公正取引委員会において上記1~3の論点について検討を行うに当たっては、厚生労働省等と十分に調整を行うことが求められる。

さらに、本検討会では、発注者となり得る中小企業・小規模事業者には専門的な人材がいないため、分かりやすい形での周知・広報が必要であるとの意見や、本法の周知が十分になされているとはいえないなか、業務委託の期間が短い期間となることによって多くの取引が本法第5条の規定の適用対象となることへの懸念がみられた。発注者側に対して周知・広報を行うことは極めて重要であると考えられることから、公正取引委員会においては、これらの意見を十分に踏まえ、関係省庁と十分に連携し、特に、現在下請法の規制対象となっていない小規模な発注事業者において本法第5条の理解が進むよう、本法の周知広報を徹底的に行うことが求められると考える。

第4 その他の委任事項

1 本法第2条第4項第4号(法定されているもの以外の情報成果物)

本法第2条第4項第1号から第3号までに規定されているもの以外の情報成果物については、 これに該当するものが想定されず、業界団体等からのヒアリング及び本検討会における議論にお いて特段の意見もなかったことから、規定しないことが考えられる。

2 本法第3条第1項かっこ書(電磁的方法)

本法第3条では、業務委託事業者は、特定受託事業者に対し業務委託をした場合に、直ちに、明示事項を書面又は電磁的方法で明示しなければならないとされている。この電磁的方法の種類について、業界団体等からのヒアリングでは、メールにより発注するという慣行は広く普及しているとして、メールでの明示を認めることについて発注側・受注側ともに反対する意見はみられなかった。また、ソーシャルネットワークサービス(以下「SNS」という。)により発注するという慣行も広く普及しているとして、SNSでの明示を認めることについて発注側・受注側ともに賛成する意見が多くみられた。

本検討会では、発注者・受注者双方の負担を軽減する観点からSNS等を認めるべきであるとの意見があった。

フリーランスに係る取引においては、メール(クラウドメールサービス含む。)のほか、オンラインストレージサービス、SNS等多様な媒体が取引上のやり取りを行う際に使用されている実態があることから、これらの意見を踏まえ、SNSも含めて電磁的方法を広く認めることが適切であると考えられる。

なお、業界団体等からのヒアリングでは、送信データ(メッセージや添付ファイル)を事後的に 削除できる媒体を認めることを懸念する意見もあった。また、本検討会では、アプリ等を通じて受 発注を行う取引において当該アプリ等におけるフリーランスのアカウントが停止された場合、フ リーランスが業務委託の内容を確認できなくなるのは問題であるとの意見もあった。公正取引委 員会においては、これらの意見を踏まえ、送信データを事後的に削除できる媒体を使用する際の 留意点(明示事項が示された際のメッセージのスクリーンショット機能を用いた保存等を受注者 側で行うことの推奨等)をガイドライン等で明らかにするとともに、アカウントの利用停止とい う状況が発生した場合に採り得る対応を当事者間で取り決めておくことが望ましい旨をガイドラ イン等で明らかにすることが期待される。

3 本法第3条第1項(書面又は電磁的方法により明示する場合の方法)

特定受託事業者の給付の内容その他の事項を書面により明示する場合の方法については、本検討会における議論を踏まえ、書面の交付とすることが考えられる。

また、当該事項を電磁的方法により明示する場合の方法については、本検討会における議論を踏まえ、電磁的方法による提供とすることが考えられる。

4 本法第3条第2項本文(書面交付請求があった場合の交付方法)

書面交付請求があった場合の交付方法については、本検討会における議論を踏まえ、本法第3

条第1項(書面又は電磁的方法により明示する場合の方法)(前記3)における特定受託事業者の 給付の内容その他の事項を書面により明示する場合の方法に準じることとすることが考えられる。

5 本法第3条第2項ただし書(特定受託事業者の保護に支障を生ずることがない場合)

特定受託事業者の保護に支障を生ずることがない場合については、本検討会における議論を踏まえ、①特定受託事業者が自らの意思で電磁的方法による明示を希望し、それに業務委託事業者が応じたにもかかわらず、その後、当該特定受託事業者が合理的な理由なく改めて書面の交付も求める場合及び②特定受託事業者の求めに応じて既に業務委託事業者が書面の交付を行った場合(複数回の書面交付請求があった場合)が考えられる。

また、業界団体等からのヒアリングでは、発注者側の立場(インターネット上で受発注のマッチングサービスを提供している業界)から、インターネット上で業務委託を受けることが前提となっている業務の場合(インターネット上で業務委託に係る手続が完結する場合)を含むべきとの意見があった。フリーランスに係る取引においては、前記2のとおり多様な媒体が取引上のやり取りを行う際に使用されている実態があることを踏まえれば、これらの意見には一定の合理性があると考えられることから、前記①及び②に加えて、書面を交付することなく電磁的方法により業務委託に係る手続が完結する場合も特定受託事業者の保護に支障を生ずることがない場合に含めることが考えられる。

6 本法第4条第3項(再委託の場合の例外的な支払期日を適用するための明示事項)

業界団体等からのヒアリングでは意見はほとんどみられなかったが、発注者側の立場から、再委託の場合の例外的な支払期日を適用するための明示事項(以下「再委託の場合の明示事項」という。)は法律で例示されている事項のみでよいとの意見や、元委託者との間で契約書が交わされていないことも多いという実態にも配慮すべきとの意見があった。また、本検討会では、特段の意見はなかった。

本法第4条第3項の規定は、資金力に乏しい特定業務委託事業者(小規模な事業者や従業員を使用する個人事業者)が、自身が発注元から支払を受けていないにもかかわらず、再委託先の特定受託事業者に対して報酬を支払わなければならないこととなれば、事業経営上大きな負担を生ずることになることを踏まえたものであるところ、再委託の場合の明示事項を追加すれば、これらの事業者に追加的な負担を課すこととなり、フリーランスに対する発注控えが生じる懸念があることから、これらの意見を踏まえれば、再委託の場合の明示事項については、本法第4条第3項に規定されている「再委託である旨」、「元委託者の氏名又は名称」及び「元委託業務の対価の支払期日」のみを規定することが考えられ、その他の事項については再委託の場合の明示事項とすることが必要とまでは考えられない。

7 本法第10条において準用する独占禁止法第70条の6(送達に関する規定)

送達に関する規定については、本検討会における議論を踏まえ、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第70条の6に関連する公正取引委員会規則と同様の内容とすることが考えられる。

第5 おわりに

本検討会では、政令や公正取引委員会規則に委任されている事項について議論を行い、一定の 方向性を得たところである。公正取引委員会においては、本報告書において示されている点を十 分に踏まえて、関係省庁とも連携の上で、法制的な観点等からも検討を行い、速やかに政令や公正 取引委員会規則を策定することが期待される。

また、本検討会では、政令や公正取引委員会規則に盛り込まないとしても、公正取引委員会において考え方を明確にすべきとの意見が多く出されたところである。公正取引委員会においては、本検討会で出された意見を踏まえて、ガイドライン等において考え方を明らかにすべきである。

さらに、政令、公正取引委員会規則、ガイドライン等を策定した後、公正取引委員会においては、関係省庁・関係団体等と連携し、中小企業・小規模事業者を含む発注者やフリーランスなど、本法に関係する全ての事業者に対して、きめ細かい周知・広報活動を幅広く行うとともに、フリーランスや発注者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備・強化を行い、本法に違反する行為の未然防止に努めることが強く求められる。

最後に、公正取引委員会は、本法の施行の状況等を踏まえ、政令等について不断の見直しを行う ことが期待される。

以上

別紙1 特定受託事業者に係る取引の適正化に関する検討会 委員名簿

及川 勝 全国中小企業団体中央会 常務理事

岡田 直己 青山学院大学法学部 教授

加藤 正敏 日本商工会議所 産業政策第一部長

鹿野 菜穂子 慶應義塾大学大学院法務研究科 教授

座長 武田 邦宣 大阪大学大学院法学研究科長・法学部長、教授

仁平 章 日本労働組合総連合会 総合政策推進局 総合局長

平田 麻莉 一般社団法人プロフェッショナル&パラレルキャリア・フリーランス

協会 代表理事

森田 茉莉子 森・濱田松本法律事務所 弁護士

(五十音順、敬称略、役職は令和6年1月19日現在)

(オブザーバー)

内閣官房 新しい資本主義実現本部事務局

厚生労働省

中小企業庁

別紙2 特定受託事業者に係る取引の適正化に関する検討会 検討経緯

第1回会合	・検討会の進め方
(令和5年8月3日)	・特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の概要、御議論
	いただきたい事項
	・フリーランス・トラブル 110 番を巡る状況
第2回会合	各団体からのヒアリング
(令和5年9月8日)	・一般社団法人 日本アニメーター・演出協会
	・協同組合日本イラストレーション協会
	• 全国赤帽軽自動車運送協同組合連合会
第3回会合	各団体からのヒアリング
(令和5年9月26日)	· 全国建設労働組合総連合
	・一般社団法人日本フードデリバリーサービス協会
	・一般社団法人緊急事態舞台芸術ネットワーク
第4回会合	各団体からのヒアリング
(令和5年10月2日)	・一般社団法人 IT フリーランス支援機構
	・特定非営利活動法人日本トレーニング指導者協会
	・協同組合日本脚本家連盟
第5回会合	・フリーランスの業務及び就業環境に関する実態調査(令和5年度)
(令和5年10月30日)	結果報 告
	・業界団体等から寄せられた実態・意見
	・御議論いただきたい事項
第6回会合	検討会報告書(たたき台)
(令和5年11月14日)	
第7回会合	検討会報告書(案)
(令和5年12月12日)	